

長崎，年金払生命保険で二重課税，最高裁判決の問題点

The Double Taxation on the Life Insurance with Pension Payment in Nagasaki.
Any Problem of the Supreme Court Judgment

溝 江 諭

要 旨

長崎市の主婦（49歳）が原告となって起こした裁判で、2010年7月6日、最高裁第三小法廷が画期的な判決を下したと話題となった。年金払特約が付された生命保険契約に基づく年金をめぐり、国の行った処分は「相続税と所得税の二重課税にあたり違法である。」とされたためである。しかし、最高裁の判決文、高裁・地裁の判決文、さらには裁決文も含めて読み返しているうちに「はたして、これは二重課税の問題なのか」という疑問が湧き上がってきた。そこで、本件「年金」の本質をさぐり、本件が二重課税の問題ではないことを明らかにするとともに、二重課税を根拠として判示されたことによる、税制や行政に及ぼす影響範囲の拡大についても検討を試みた。

目 次

1	二重課税への疑問	(2) 長崎地方裁判所 ^(註2)
2	本件の訴えの内容	平成18(2006)年11月7日 納税者の勝ち
3	本件の生命保険契約の内容	(3) 福岡高等裁判所 ^(註3)
4	原告が取得した権利と金銭	平成19(2007)年10月25日 納税者の負け
5	これまでの課税関係	(4) 最高裁判所 ^(註4)
6	最高裁の判決	平成22(2010)年7月6日 納税者の勝ち
7	本件判決についての課税関係からの整理	最高裁の判決文を目にしたときは、「二重課税の問題か、なるほど。」と思ったものの、その後、高裁、地裁の判決文、さらには裁決文を読み返しているうちに「はたして、これは二重課税の問題なのか」という疑問が湧き上がってきた。なぜなら、ここで争われた「年金」は、年金と呼ばれてはいるが、公的年金等とは明らかに性質が違うものである。では、本件で問題とされた「年金」の本質とは何だったのか。それは、本来「一時金で支払うべき生命保険金」を契約者の希望により「分割払い」にした、単なる「年賦金」ではないのか。分割払いの年賦金ならば、本件は二重課税の問題とはならず、今後への影響範囲もより限定されたものとなるはずであった。そこで本論文では、本件についての原告の訴えや生命保険契約の内容、最高裁の判決などを整理、概観した上で、本件判決の問題点を3点に絞りその検討を行うとともに、本件判決が二重課税を根拠としたことによる、税制や行政に及ぼす影響範囲の拡大についても検討を試みることにする。
8	最高裁判決の問題点	
9	本件判決が今後の税制に及ぼす影響	
10	本件判決が今後の行政に及ぼす影響	
11	本件判決の意義、通達行政からの脱却	

1 二重課税への疑問

長崎市の主婦（49歳）が原告となって起こした裁判で、平成22(2010)年7月6日、最高裁第三小法廷（那須弘平裁判長）が画期的な判決（以下、「本件判決」という。）を下したと話題となった。年金払特約が付された生命保険契約に基づく年金をめぐり、国の行った処分は「相続税と所得税の二重課税にあたり違法である。」とされたためである。

この事件についてのこれまでの経緯は次の通りである。

(1) 福岡国税不服審判所^(註1)

平成17(2005)年2月22日 納税者の負け

2 本件の訴えの内容

納税者である原告が平成 14 (2002) 年に受け取った 1 年目の年金払保障特約年金 220 万 8 千円 (必要経費控除後の金額) を被告である国が原告の雑所得に当たるとして, 平成 14 (2002) 年分の所得金額に加算して所得税の更正 (以下, 本件処分という。) を行ったため, 原告がその取消を求めたものである。すなわち, 「1 年目の特約年金に所得税を課することはできず, 本件処分は違法である。」として訴えたわけである。

3 本件の生命保険契約の内容

本件の生命保険契約の内容は次の通りである。

- (1) 生命保険会社 D 社との間で被相続人である原告の夫 P を契約者及び被保険者, その配偶者である原告を受取人として締結した年金払生活保障特約付終身保険契約 (以下, 「本件契約」という。) である。
- (2) 保険事故 (P の死亡) が発生した場合, 次の二つのものが原告に支払われることとなる。
 - ① 主契約に基づく一時金としての死亡保険金 4,000 万円
 - ② 年金払生活保障特約条項 (以下, 「本件特約」という。) による年金 (以下, 「本件年金」という。)
- (3) 本件年金は年金額 230 万円として, 初年度から 10 年間毎年, 被保険者の死亡当日に支払われる。総額では 2,300 万円となる。
- (4) 特約条項 4 条では, 原告は, 年金支払期間中, 本件年金の支払に代えて, 年金の未支払分につき, 現価に引き直した一時払を請求することができるものとされている。ちなみに, 年金の支給を一度も受けずに, 主契約の保険金請求と同時にその分を一時払として請求した場合の現価は次のように計算される。

$$\begin{aligned} & \text{特約基本年金額} \times \text{支払残存回数に応じた算定率} \\ & \quad 230 \text{ 万円} \quad \times \quad 8.956 \\ & = 2,059 \text{ 万 } 8,800 \text{ 円} \end{aligned}$$

4 原告が取得した権利と金銭

P の死亡 (平成 14 (2002) 年 10 月 28 日) により, 原告は上記の生命保険契約に基づき, 次の 2 つの権利を取得した。

- (1) 主契約に基づく一時金としての死亡保険金 4,000 万円を受け取る権利
- (2) 本件特約により本件年金を 10 年間毎年受け取

る権利

この権利に基づき, 原告は平成 14 (2002) 年 11 月 6 日, D 社に対し, 死亡保険金及び年金の請求を行い, 同年 11 月 8 日に死亡保険金 4,000 万円, 年金 230 万円及び配当金 2 万 649 円の合計 4,232 万 649 円から, 契約貸付金 19 万 5,000 円, 同貸付金利息 2,104 円及び源泉徴収税 22 万 800 円を差し引いた 4,190 万 2,745 円を取得した。

5 これまでの課税関係

本件のような場合, これまでは以下の課税関係とされてきた。

(1) 相続税

- ① 被相続人の死亡により相続人が取得する生命保険金はみなし相続財産とされ, 一時金により受け取るものの他, 年金の方法で受け取るものも含まれ (相基通 3-6), 本件のような年金払いは「定期金給付契約に関する権利」のうち, 「有期定期金債権」として評価される (相 24 ①一)。「有期定期金債権」の評価額は, その残存期間に応じ, その残存期間に受けるべき給付金額の総額に, 所定の減額割合を乗じて計算した金額とされる。但し, 相続人が年金の受給開始日以前に年金給付の総額に代えて一時金の支払いを受けたときはその一時金の額が評価額となる (相基通 24-3)。

以上の評価額は次のようになり, みなし相続財産とされる。

- 1 一時金 4,000 万円
- 2 年金受給権 (有期定期金債権としての評価額) 2,300 万円 \times 0.6 = 1,380 万円
- 3 合計 5,380 万円

(但し, 年金の受給開始日以前に年金受給に代えて一時金の支払いを受けたときは年金受給権の評価額ではなく, 一時金としての評価額 2,059 万 8,800 円とされ, 合計では 6,059 万 8,800 円となる。→年金受給を選択した方が評価額を抑えることができる。)

(2) 所得税

- ① 生命保険金の一時金については課税されない (所 9 ①十五, 現行法では十六号)。
- ② 毎年受ける年金については, 昭和 43 年 3 月の個別通達「家族収入保険の保険金に関する課税について」^(注 5)により, 相続人の所得とされ, 雑所得となる (所得税法施行令 183)。但し, 相

親人が年金の受給開始日以前に年金受給に代えて一時金の支払いを受けたときは課税されない(所基通9-18)。

以上から所得税では次のようになる。

- 1 一時金 4,000万円は非課税とされ、所得税は課税されない。
- 2 毎年の年金 年金額230万円-必要経費(収入に対する保険料相当額)9.2万円=220万8千円は雑所得とされ、所得税が課税される。
(但し、年金の受給開始日以前に年金受給に代えて一時金の支払いを受けたときは、一時金としての評価額2,059万8,800円が非課税とされ、所得税は課税されない。)

このように、所得税では、生命保険金を一時金でもらうと非課税とされるのに対し、これを年金でもらうと課税されるという、課税の公平に抵触するようなバランスを欠いた課税がこれまで行われてきた。

6 最高裁の判決

最高裁の判決は、以下のとおりである。

「以下の理由により、本件年金(第1回目の年金)の額は、すべて所得税の課税対象とならないから、これに対して所得税を課することは許されない」として、原告の勝訴を言い渡し、国の敗訴が確定した。以下の下線は問題点がある箇所として筆者が追加した。

- (1) 相続税法3条1項1号は被相続人の死亡により相続人が生命保険契約の保険金を取得した場合には、当該相続人が、(略)、相続により取得したものとみなす旨を定めている。上記保険金には、年金の方法により支払を受けるものも含まれると解され、年金の方法により支払を受ける場合の上記保険金とは、基本債権としての年金受給権を指し、これは同法24条1項所定の定期金給付契約に関する権利に当たる。
- (2) 年金の方法により支払を受ける上記保険金(年金受給権)のうち有期定期金債権に当たるものについては、同項1号の規定により、その残存期間に応じ、その残存期間に受けるべき年金の総額に同号所定の割合を乗じて計算した金額が当該年金受給権の価額として相続税の課税対象となるが、この価額は、当該年金受給権の取得の時における時価(同法22条)、すなわち、将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額に相当する。

- (3) その価額と上記残存期間に受けるべき年金の総額との差額は、当該各年金の上記現在価値をそれぞれ元本とした場合の運用益の合計額に相当する。
- (4) これらの年金の各支給額のうち上記現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものということができ、所得税法9条1項15号により所得税の課税対象とならない。
- (5) 本件年金は、被相続人の死亡日を支給日とする第1回目の年金であるから、その支給額と被相続人死亡時の現在価値とが一致する。(運用益はない、ということ。)

7 本件判決についての課税関係からの整理

本件判決を課税関係から整理すると次のようになる。

(1) 相続税

本件判決は相続税に関してはこれまでの課税関係をそのまま踏襲した。

(2) 所得税

毎年受ける年金(以下、「本件各年金」という。)についてはこれまでの課税関係をくつがえし、次のように判示した。

- ① まず本件各年金を元本部分と運用益部分に分け、
- ② その上で本件各年金の元本部分については同一の経済価値に対する相続税と所得税との二重課税であるとし、
- ③ これを排除するため、所得税では、本件各年金の元本部分は非課税所得となる。

8 最高裁判決の問題点

本件判決には今後の税制に対する示唆が色々と含まれていると推測されるが、ここでは3つの問題点に絞り、それぞれについて検討する。

(1) 本件各年金の元本部分は非課税所得ではなく、分割払いの年賦金ではないか。

1点目は、本件年金は相続税では定期金給付契約に関する権利に当たるが、その元本部分をどのように考えるのか、という問題である。すなわち、Pの死亡により原告は年金という定期金^(注6)の債権者としての地位を得たが、この定期金は元本と運用益という二つの要素からなる。このうちの元本部分の本

質は何かということである。

本件判決ではこの点に関し、「年金の各支給額のうち上記現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものということができ」としており、本件各年金の元本部分を「所得」として認識していることが分かる。たが、はたしてこれは正しい判断なのであろうか。確かに定期金という形式面を重視するとこのような解釈も可能とは思われるが、経済的実質から見た場合、本件各年金の元本部分は、本来一時金で支払うべき生命保険金を分割払いとした単なる「年賦金」（ここでは分割された元本部分を指す。以下同じ。）と考えるべきではないのだろうか。この点を事実即して正しく判断することが以後の論理展開の出発点となる。

この問題を検討するためには本件特約の内容をもう少し詳しく見る必要がある。これについては、小山隆洋氏が税経通信 2008 年 3 月号、「被保険者の死亡に基因して支払われる生命保険金で年金払いされるものの課税関係について」の中で次のように書いておられる。（以下の下線は筆者が追加した。）

『例えば、D 生命保険相互会社のホームページには、次のように記載されている。

- 年払特約は、主契約が終身保険または一時払養老保険である場合に付加でき、万一の場合の死亡保険金等を、一時金にかえて特約年金として受取るものである。
- 特約保険料は必要がない。
- 特約年金の支払回数（5 回、10 回、15 回、20 回、25 回、30 回、35 回、または 40 回のいずれか）は、この特約の申込時に選択する。特約年金の支払事由発生前であれば支払回数の変更は可能である。
- 第 1 回の特約年金支払日は、死亡・高度障害保険金の支払事由が発生した日となり、第 2 回以後の特約年金支払日は、第 1 回の特約年金支払日の年単位の応当日となる。
- 特約年金受取人は、年金支払期間中、将来の特約年金の支払にかえて、特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求することができる。』

以上から分かることは、本件年金は、死亡保険金としての一時金を特約によって年金として受け取ることができるというものである。つまり、本来はすべて一時金で受け取ることができる死亡保険金の一部につき、契約者の希望により、分割受領を可能としたもの、それが本件特約の内容である。

契約者が死亡保険金の一部につき分割払いを選択するのは、おそらく次のような理由による。

- ① 万一の場合、残された者が生活に困窮することがないように、できるだけ長く安心して暮らしてもらいたい。
- ② 将来、負担が増大するであろう生活費や教育費、各種の社会保険料や租税負担などの支出に対する財源の一部として役立てて欲しい。
- ③ 受給できる総額が一時金の場合より多くなる。
- ④ なにより、保険金を無駄遣いすることなく、できるだけ計画的に使って欲しい。

つまり、契約者が分割払いを選択するのは遺族に対し保険金を少しでも有効に使ってもらいたいと願うからであろう。そこで、このような需要に応える商品として売り出されたのが本件契約のような「収入保障保険（生活保障保険ともいう。）およびこれらの特約付き保険」と呼ばれる生命保険である。

各種保険の内容を説明しているウェブサイト^(註7)で、収入保障保険がどのように解説されているのか、確かめてみよう。（以下の下線部分は筆者が追加。）

① 保険ほっとライン

死亡時（会社によっては、高度障害状態で働けなくなった場合も含まれます）に、保険金が一時金ではなく毎年（または毎月）分割して支払われる保険です。生命保険会社によっては、生活保障保険、家族生活保障保険などとも呼ばれています。終身保険や定期付終身保険などに、特約として付加する場合があります。

② iFinance

「家族収入保険」や「生活保障保険」とも呼ばれ、契約時に定めた保険期間内に、被保険者が死亡したり高度障害になったりした場合に、残された遺族が保険金を一括で受け取らずに、分割して決められた金額を年払いや月払いで受け取ることができる保険です。

③ 価格.com

万一のことがあったときの死亡保険金を一括で受け取らずに分割して受け取ることができます。

このように、これらの説明サイトでは、「収入保障保険（特約を含む）」について、死亡保険金等を一括で受け取らず、分割して受け取ることができるようにした商品であると解説している。

以上を前提とすると、本件各年金の元本部分の本質は、本来一時金で支払う死亡保険金等を契約者の希望により分割払いとした「年賦金」であるということになる。

さて、本件各年金の元本部分の本質をこのように分割払いの年賦金であるとする、その「年賦金」

は、売掛金の分割回収の場合と同じく単なる回収金であり、「公的年金等」(受給の都度、所得とされ、いつまで生存するかかわらないので生涯の受給総額が未定である。)とはその性質が明らかに異なっているし、毎年の年金額を現在価値に引き直して年金受給権の価額を算出するという性質のものでもない(前記、6 最高裁の判決の(2)を参照)。なぜなら、保険事故発生時の一時金の価額は当初の契約時に確定しているからである。本件の場合には2,059万8,800円(前記、3 本件の生命保険契約の内容の(4)を参照)。ただ、この金額を相続税の評価額として採用していないだけである。相続税では有期定期金債権として評価するためである。しかし、有期定期金債権として評価するからと言って、本件各年金の元本部分が分割払いの年賦金であるという本質にはなんら影響を及ぼすものではない。ましてや、それが所得(この場合は非課税所得)に変質することなどありえない。

保険業界では本件のように毎年支払うものを単に「年金」と呼んでいるにすぎない。

なお、この件に関し、原告は地裁において次のように主張していた。

「相続税法3条1項1号の「保険金」を「受給権」と解釈した場合、その財産的価値は、受給権という債権が将来現金化することにほかならず、債権が現金化することは権利の性質が変わるだけのことであるから、所得税法9条1項15号を適用するまでもなく、本件年金は、所得の発生に当たらない。」

「売掛金債権を相続し、将来それを回収して現金化した場合、その現金に対して課税はされないが、本件年金受給権について、みなし相続財産として相続税が課税された場合、将来年金を受け取った際、年金に対して所得税を課税すべきでないことは、上記売掛金債権の相続の場合と同様である。」

原告はこのように本件年金は所得に当たらず、売掛金の回収と同様であると主張したのであるが、地裁および最高裁の判決ではこれに対しての見解が判示されなかった。

武田昌輔氏^(註8)と小山隆洋氏(前掲書)も本件のような生命保険の特約契約に基づく年金を一時金の分割払いによる回収額であるとされている。

なお、相続税では平成22年4月1日より「定期金に関する権利」の評価方法を改定したが、これは経済実態に近づけることにより、課税の公平を目指すためと思われる^(註9)。

(2) 本件年金は二重課税となるのか。

2点目は本件年金は二重課税になるのかという問題である。

所得税法9条1項の柱書では、「次に掲げる所得については、所得税を課さない。」とし、その15号(現行法では16号)で、「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの(相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む。)」と定めている。

本件判決では、本件年金について、「これらの年金の各支給額のうち上記現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものであり、所得税法9条1項15号により所得税の課税対象とならない。」と判示したが、その意味するところは、10回に渡って支給する年金のうち、各回の支給額には既に相続税の課税対象とされた現在価値相当の元本部分が含まれているので、支給の都度、その元本部分は所得税の非課税所得に該当するというのである。すなわち、非課税所得は支給の都度10回発生し、その部分が二重課税になるというのである。

はたしてそうであろうか。

これを検討する前に「二重課税」について注意すべき点がある。1点目は、本件判決で問題となった二重課税と一般的な意味での二重課税ではその対象範囲の広さが違うという点である。一般的な意味での二重課税では「同一課税物件に対し、同種の税金を課すこと」という相当広い範囲までを想定できるが(例えば、①稼得所得に対し、所得税と住民税を課すこと、②軽油に対し軽油引取税と消費税を課すことなど)、本件判決では、あくまで所得税法9条1項15号という实在規定をもって、相続税との二重課税を排除しているのである^(註10)。すなわち、相続税と所得税の間における二重課税に限定しているのであって、上記のような広い意味での二重課税までを排除しようとするものではない。注意すべき2点目は、相続税額の有無に関わらず、相続税と所得税の二重課税の問題が発生するという点である。所得税法9条1項15号では相続等により取得したものについては、相続税額の負担がなくても所得税を非課税としているのである。

さて、本題に戻ろう。

本件年金の元本部分は既に検討したように分割払いの単なる「年賦金」と考えられる。年賦金の受給は既に確定した債権の回収金であるから、その回収金が所得税の課税所得や非課税所得になる余地はな

い、ましてや10回も非課税所得が発生するわけがない。同一物件に対し、相続税と所得税の両税において所得とされる場合に初めて二重課税の問題となるのであって、どちらか一方が所得に該当しなければそれは二重課税とは言わない。すなわち、本件年金は二重課税の問題ではないこととなる。

さて、二重課税の問題でないとする、本件処分はどこに違法性が存在したのであろうか。それは、「所得とはならない年賦金」に対し所得税を課税していたところに違法性があつたのである^(注11)。なぜなら、所得でないものに所得税を課税することはできないからである。このように、1回目の本件年金に所得税を課税できないとする「結論」は最高裁と同じであるが、そこに至る根拠がまるで違うこととなる。

なお、本件の場合に、相続税と所得税が二重課税として排除されるのは、主契約と特約の両方に基づく「一時金としての生命保険金」の部分である^(注12)。この部分については相続税の対象とされるため、所得税では9条1項15号により非課税所得とされることとなる。これに対し、年賦金はもともと所得ではないので、非課税所得とはなりえないし、これに所得税を課することもできないのである。

上記のように本件が二重課税の問題でないとする、前記、6最高裁の判決(4)の文章は次のように書かれるべきであった。

「(4) これらの年金の各支給額のうち元本部分は、そもそも所得ではないので、所得税の課税対象とはならない。」

このような判決ならば、その後の影響範囲も本件特約と同様の年賦金に限定されるのだが、実際の判決では「相続税と所得税の二重課税である」と大胆に判示したため、その影響範囲は大きく拡がり、二重課税が及ぶ範囲はどこまでかという難問を国に突きつける結果となった。

(3) 運用益の部分は課税所得となるのか。

本件の訴えは1回目の年賦金の支払いについてのものであるため、被相続人の死亡日が支払日とされている本件では、運用益がまだ発生していないと判示されたが、2年目以後の運用益については、「将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額(略)と上記残存期間に受けるべき年金の総額との差額は、当該各年金の上記現在価値をそれぞれ元本とした場合の運用益の合計額に相当するもの」とされているだけで、課税に関する具体的な判示はない。ここに

第3の問題点が出現する。すなわち、運用益の部分は所得税では課税所得とされるのか、あるいは非課税所得とされるのか、さらには、課税所得とされる場合、何所得に該当するのかという問題である。

この点に関しては、平成22(2010)年10月1日、財務省と国税庁が連名で「相続又は贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更等の方向性について」^(注13)という文書を公開した。この文書には、①所得税還付の対象となる生命保険契約等、②還付を受けるために納税者が行う手続き、③還付手続きの開始時期、④還付額の計算方法などとともに、平成22年10月下旬に、「所得税法施行令を改正するとともに、法令解釈通達を発遣し、(略)「保険年金」に係る所得税の取扱いを変更いたします。」と書かれている。

さらには以下のような記述がある。下線部分は筆者が追加。

『(3) これらの「保険年金」について、税務上、次のように取扱いを変更することといたします。

(変更前) 各年の「保険年金」の所得金額(年金収入額－支払保険料)の全額に所得税を課税。

(変更後) 各年の「保険年金」を所得税の課税部分と非課税部分に振り分け、課税部分の所得金額(課税部分の年金収入額－課税部分の支払保険料)にのみ所得税を課税。「保険年金」支給の初年は全額非課税で、2年目以降、非課税部分が徐々に減少していく簡易な計算方法により所得税非課税部分を算定していきます(支給開始年から終了年に向けて、非課税部分は、段階的に減少していくこととなります)。』

本件判決では、運用益に対する課税に関して具体的な判示がなかったにも関わらず、この文書においては「課税扱い」を既定の事実と捉えているように見受けられる。はたして、運用益を課税扱いにして良いのであろうか。

本件年金を既に検討したように分割払いの単なる「年賦金」であるとした場合、分割元本を上回る運用益の金額は受取人に利益(利息ほか)をもたらすこととなる。すなわち、これは受取人にとって相続開始後の純資産の増加であり、明らかに所得を構成するものであるにも関わらず、この部分については相続税も所得税もいまだ課税されていない。そのため、理論的には、この部分については受取人に対し所得税を課税すべきものと思われるが、この運用益も元本部分と同様に相続により取得したものであるから、結局は所得税法9条1項15号(現行、16号)により非課税所得とされる。これが現行所得税での正しい取扱いであろう。このため、国がこの部分への

課税を目論むならば、租税法律主義に基づき、所得税法の非課税規定を改正し、運用益への課税を明文化することが必要となる。

次に、所得税法を改正し、運用益に課税する場合、何所得にするべきかという問題が出てくる。所得税では利子所得は限定列举されており^(註14)、本件運用益はこれに該当しないので利子所得とはならない。そうすると、一時所得^(註15)または雑所得^(註16)のいずれかとなるだろうが、受給の継続反復性、月払い受給を選択した場合との整合性を考慮するとやはり雑所得となるであろう。

9 本件判決が今後の税制に及ぼす影響

ここでは、本件判決が税制に及ぼす影響として、(1)同様の受給者に対する救済法、(2)相続税と所得税の二重課税が及ぶ範囲に分けて見てみよう。

(1) 同様の受給者に対する救済法

① 国の対応

本件判決を受けて野田財務大臣が翌日の7月7日に次の発言をした^(註17)。

『まず、今般の最高裁判決については謙虚に受け止めて、そして適正に対処していきたいというふうに思います。』

そのうえで、これまでのいわゆる解釈を変更することになりますが、そういう変更をして、そして過去5年分の所得税については更正の請求を出していただいたうえで、それを経て減額の更正をするという形の対処をしていきたいというふうに思います。誠意を持って対応していきたいと思います。

問題は5年を超える部分でございます。5年を超える部分の納税の救済については、これは制度上の対応が必要になると思います。法的な措置が必要なのか、政令改正で済むのか、これはよく子細に検討させていただきたいと思っておりますけれども、関係者の皆様にご迷惑をかけないように、これも対応をしていきたいと思っております。』

さらに、この発言を受けて、国税庁は7月8日、「遺族が年金形式で受け取る生命保険金に対する所得税の課税の取消しについて」というお知らせ^(註18)を載せた。

『国税庁においては、上記の方針を踏まえ、これまでの法令解釈を変更し、これにより所得税額が納めすぎとなっている方の過去5年分の所得税については、更正の請求を経て、減額更正を行い、お返しすることとなります。現在、判決に基づき、課税の対象とならない部分の算定方法などの検討を進めてい

ますので、具体的な対応方法については、対応方法が確定しだい、国税庁ホームページや税務署の窓口などにおいて、適切に広報・周知を図っていくこととしています。』

また、過去5年分を超える納税分については、上記の方針に基づいた対応策が決まりしだい、適切に対処します。』

以上のように、本件判決は、過去に本件契約と同様の年金払いを受けた受給者（以下、「類似受給者」という。）に対しても大きな影響を与えることとなった。なぜなら、本件判決により、国は取り過ぎた所得税を類似受給者へ還付せざるを得ない状況に追い込まれたためである。

② 更正の請求の制限期間

類似受給者のうち、還付対象となる年分の所得について既に確定申告している者は、取扱いの変更を知った日の翌日から2月以内に更正の請求を行う必要がある。これは平成18年度の税制改正において、「申告後に生じた一定のやむを得ない理由がある場合の更正の請求（通23②三）」における「一定のやむを得ない理由」に、「国税庁長官の法令の解釈が裁決または判決に伴って変更され、公表された場合（通令6①五^(註19)）」が追加されたためである。

この更正の請求によって減額更正できる期間は、法定申告期限から5年以内に限られており（通70②）、過去6年以前分についてはこの方法で還付を受けることができない。

③ 過去5年分の還付申告

類似受給者のうち、還付対象となる年分の所得について確定申告していない者は、上記の更正の請求にかえて、還付申告を行う必要がある。但し、申告できるのは、還付申告をする年分の翌年1月1日から5年間である。これは国税通則法74条1項^(註20)で、還付金等の消滅時効が5年間とされているため、過去6年以前分についてはこの方法でも還付を受けることができない。

④ 過去6年以前分の救済

国としては、10年前の分まで還付する予定であるが、類似受給者に対する過去6年以前分の所得税の還付については、上記の更正の請求や還付申告という手続きでは救済できない。そのため、特別立法に依らざるを得ないのではないかとと思われる。いずれにしろ、類似受給者に対する課税の公平に配慮した上での迅速な処置が求められる。

(2) 相続税と所得税の二重課税が及ぶ範囲

本件判決が本論文で主張したように、「分割払いの年賦金であること」を根拠として所得税を課税できないとするものであれば、その後の影響範囲は本件特約と同様の年賦金だけに限定される。しかし、実際には「二重課税」を根拠としたことにより、結果として、相続税と所得税の二重課税が及ぶ範囲はどこまでかという本質的問題を国に突きつける形となり、まさにここに本件判決の存在意義のひとつが認められる。

今後、この問題に関しては、課税庁内部での慎重な検討は勿論のこと、有識者による論議が待たれるが、ここでは、二重課税となりそうな代表例を列挙する。なお、以下で「所得税課税」とは、相続人に対する所得税の課税関係を意味する。

① 預貯金の利子

相続税評価額 課税時期において解約するとした場合の既経過利子－源泉徴収税額（評基通 203）。

所得税課税 付利期または解約時に住民税と合わせて 20%を源泉徴収。

② 利付公社債

相続税評価額 課税時期において利払期が到来していない利息のうち、課税時期現在の既経過分に相当する金額－源泉徴収税額（評基通 197-2）。

所得税課税 利払時において住民税と合わせて 20%を源泉徴収。

③ 配当金（相続開始日が配当金交付基準日の翌日から株主総会決議日までの場合）

相続税評価額 配当期待権として、予想配当額－源泉徴収税額（評基通 193）。

所得税課税 配当時に源泉徴収。

④ 不動産（相続開始後の譲渡の場合、相続開始時において棚卸資産又は準棚卸資産であった土地等を除く。）

相続税評価額 所定の評価額（評基通 11, 89 他）。

所得税課税 被相続人の取得時期と取得価額を引き継ぎ（所 60 ①一）、譲渡所得として課税。相続税の取得費加算の特例（相続税額がある場合に、相続開始日の翌日から、相続税の申告書の提出期限の翌日以後 3 年を経過する日までに譲渡した場合には相続税の一定額を取得費に加算すること。以下同じ。措法 39

①^(注21)）がある。

⑤ 書画骨とう品（相続開始後の譲渡の場合、販売業者が有するもの以外。）

相続税評価額 売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価（評基通 135-2）。

所得税課税 被相続人の取得時期と取得価額を引き継ぎ（所 60 ①一）、譲渡所得として課税。相続税の取得費加算の特例あり。

⑥ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権（権利者が自ら特許発明を実施している場合等を除く。）

相続税評価額 将来受ける補償金の額の基準年利率による複利現価の額の合計額（評基通 140, 146, 147）。

所得税課税 補償金を雑所得として課税。
なお、特許権等を譲渡した場合は、被相続人の取得時期と取得価額を引き継ぎ（所 60 ①一）、譲渡所得として課税。相続税の取得費加算の特例あり。

⑦ 著作権

相続税評価額 年平均印税収入の額×0.5×評価倍率（評基通 148）

所得税課税 印税収入等にかかる源泉徴収税額。著作権使用料は事業所得または雑所得として課税。

なお、著作権を譲渡した場合は、被相続人の取得時期と取得価額を引き継ぎ（所 60 ①一）、譲渡所得として課税。相続税の取得費加算の特例あり。

ここで、主たる問題となるのは次の点であろう。

① 上記①から③までは、明らかな二重課税ではないか。**② 上記⑥の補償金、⑦の印税収入の場合は、二重課税の部分を含むのではないか。****③ 所得税法 60 ①一では、相続人が譲渡所得の基因となる資産を相続し、その後譲渡した場合、被相続人の取得時期と取得価額を引き継ぐこととされているが、本件判決の論理によれば、相続人に譲渡益が発生した場合に、相続税の課税対象とされた経済価値のうち被相続人の取得価額を超える部分と譲渡益のどちらか少ない金額は二重課税になると思われるが、はたしてそれで良いのか。****④ 租税特別措置法 39 ①は、相続人が譲渡所得の基因となる資産を相続し、その後譲渡した場合の相**

相続の取得費加算の特例だが、本件判決の論理によれば、相続税の課税対象とされた経済価値、すなわち相続時の時価が相続人の譲渡資産の譲渡原価を構成すると思われる。その場合、措法 39 ①との整合性はどうか。

- ⑤ 所得税法 9 ①十六（現行）の非課税規定の改定も考えられる。なぜなら、相続税の負担がない場合でもこの規定により所得税を非課税とすることが妥当といえるのかという根本的な問題が存在するからである。

以上の諸問題を整理検討するためにはさらなる研究が必要とされる。今後の論議に期待したい。

10 本件判決が今後の行政に及ぼす影響

類似受給者に対し必要とされる救済は、所得税だけに留まらない。住民税（都道府県民税と市町村民税）も対象となり、地方自治体はその還付に備えなければならない。さらに、以下に列挙するように、所得を基準として決定される「負担や負担軽減の各制度」、さらには所得制限により受給額が増減する「各福祉制度」が存在するため、その影響は税制以外の行政分野にまで及ぶこととなる。また、本件判決が二重課税を根拠としたことにより、救済すべき対象者（以下、「救済対象者」という。）は類似受給者以外の者へも拡大する可能性がある。

- ① 所得基準がある負担制度および負担の軽減制度
- 1 国民健康保険料、国民健康保険税、介護保険料^(注22)
 - 2 後期高齢者医療保険料^(注23)
 - 3 入院時食事療養費^(注24)
 - 4 入院時生活療養費^(注25)
 - 5 高額療養費^(注26)
 - 6 高額介護合算療養費^(注27)
 - 7 保育所の保育料^(注28)
 - 8 県営住宅や市営住宅等の家賃^(注29)
 - 9 国民健康保険料の減額と減免^(注30)
 - 10 国民年金保険料の免除^(注31)
- ② 所得制限がある福祉制度
- 1 特別障害者手当^(注32)
 - 2 障害児福祉手当^(注32)
 - 3 在宅重度障害者手当^(注32)
 - 4 特別児童扶養手当^(注32)
 - 5 児童扶養手当^(注33)
 - 6 特別障害者給付金^(注34)
 - 7 障害基礎年金^(注35)

8 こども医療費助成制度^(注36)

9 その他の福祉制度

幼稚園就園奨励費補助金^(注37) など

上記の諸制度のうち、地方自治体所管の制度については、名称、内容が一律ではなく、地方により異なる場合もある。

救済対象者は、上記のうち、国民健康保険料に関しては過去 2 年分につき還付請求権^(注38)を持ち、国民健康保険税に関しては過去 5 年分につき還付請求権^(注39)を持っている。その他の各制度においても救済対象者が還付請求権または受給額の増額請求権を行使できる期間が法律、条例により定められている。前記の野田財務大臣の談話ではこれらについて触れられていないため、所得税と同様にこれらの還付請求権等の行使期限を延長するのかもしれないのか、延長する場合の具体的手続きはどうするのかなどについては現在のところ不明であり、今後、地方自治体はその対応に苦慮することも予想される。ただその場合でも、国や地方自治体は救済措置の情報を広く国民に告知するとともに、各救済対象者に対しては公平さに十分配慮した対応が求められる。

11 本件判決の意義、通達行政からの脱却

最後に、本件判決の本質的な意義をどこに見出すかについてである。ひとつは既に見てきたように、相続税と所得税の二重課税に関して問題を提起した点であり、いまひとつは、国に対し、通達行政からの脱却を間接的に促している点であると考えられる。

課税実務において、本件年金を所得としたのは、昭和 43 年 3 月の前記個別通達による。我が国の課税は通達主義^(注40)ともいわれ、憲法 84 条で租税法律主義が謳われているにも関わらず、国税庁の通達が課税実務運用上の基準とされる場合が少なからずあり、本件判決はこれに警鐘を鳴らしたものと言える。すなわち、新たに課税しようとするならば、その要件を必ず法律で具体的に定めよということである。

ところが、前掲の「財務省と国税庁の公開文書^(注13)」によると、この意義が生かされていない。残念なことに、国は所得税法を改定することなく、通達によって課税するという悪しき「通達行政」をまたまた踏襲したと言わざるを得ない。

政治家や租税に関係する官僚には本件判決を契機として、租税法律主義の遵守をより徹底してもらいたい。もちろん、私たち税理士にもそのためのさらなる努力が求められることは言うまでもない。

(注 1) 福岡国税不服審判所 平成 17 (2005) 年 2 月

- 22日裁決 裁決番号 平160012 裁決事例集 No.69 p.59
- (注2) 長崎地裁 平成18(2006)年11月7日判決 平成17年(行ウ)第6号
- (注3) 福岡高裁 平成19(2007)年10月25日判決 平成18年(行コ)第38号
- (注4) 最高裁 平成22(2010)年7月6日判決 平成20年(行ヒ)第16号
- (注5) 昭43.3官審(所)2, 官審(資)9個別通達には、「年金受給権とその権利にもとづいて受ける個々の年金とは別個のものであり、年金受給権は相続財産として相続税が課税されますが、所得税は非課税とされ、個々の年金そのものは、その受給者の所得として所得税が課税されますが、相続税の課税対象とはなりません。」と書かれている。
- (注6) 定期金について、「毎年・毎月・毎週・益・暮のように一定の時期に回帰的に給付がなされることを内容とするもの」と書かれている。鈴木禄彌「新版注釈民法(17) 債権(8)」有斐閣1993.2.25 p.197
- (注7) 収入保障保険, 生活保障保険についての解説サイト
保険ホットライン http://www.hoholine.com/hoken_guide/8_7.html
iFinance <http://www.ifinance.ne.jp/product/insurance/snhh.html>
価格.com <http://hoken.kakaku.com/insurance/gla/dc/article/about-decreasing.html>
- (注8) 武田昌輔「年金受給権に対する相続税の課税と年金に対する所得税の課税」日本税務研究センター 税研 Vol.23 No.1 (2007年7月号) p.49, p.50
- (注9) 国税庁「定期金給付契約に関する権利の評価の変更」
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sozoku/pdf/teikikin.pdf>
- (注10) 所得税法9条1項15号が相続税との二重課税排除の規定かどうか検討したものに次の論文がある。橋口聡子「生命保険契約に基づく年金の課税関係」公益財団法人租税資料館 租税資料館賞17回入賞作品 p.p.25-28
- (注11) 武田昌輔氏は、「年金には課税すべきでないというのは、所得税法第9条第15号の問題としてではなく、回収額であるという理由による。(前掲書)」とし、小山隆洋氏も「年金払金につ
- いては、(略)、二重課税ではなく、本来所得として課税すべきでないものに誤って課税が行われていることを問題にすべきである。(前掲書)」と述べられている。
- (注12) 主契約と特約の両方に基づく「一時金としての生命保険金」の評価のうち、年金特約に基づく「一時金としての生命保険金」の評価に際しては、現行法では定期金債権としての評価方法を採用することとなるが、本件のような年賦金の場合は当初に確定している一時金の金額とすべきであろう。
- (注13) 財務省と国税庁が連名で「相続又は贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更等の方向性について」<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/221001hokennenkin.pdf>
- (注14) 利子所得 所得税法第23条「利子所得とは、公社債及び預貯金の利子(社債、株式等の振替に関する法律第九十条第三項(定義)に規定する分離利息振替国債(財務省令で定めるところにより同条第一項に規定する元利分離が行われたものに限る。)に係るものを除く。)並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配(以下この条において「利子等」という。)に係る所得をいう。」
- (注15) 一時所得 所得税法第34条「一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう。」
- (注16) 雑所得 所得税法第35条「雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。」
- (注17) 財務省 野田財務大臣の発言 <http://www.mof.go.jp/mof/dan220707.pdf>
- (注18) 国税庁「遺族が年金形式で受け取る生命保険金に対する所得税の課税の取消しについて」
<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h22/9291/index.htm>
- (注19) 国税通則法施行令6条1項5号 更正の請求でのやむを得ない理由「その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となつた事実に係る国税庁長官が発した通達に示されている法令の解釈その他の国税庁長官の

法令の解釈が、更正又は決定に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決に伴って変更され、変更後の解釈が国税庁長官により公表されたことにより、当該課税標準等又は税額等が異なることとなる取扱いを受けることとなつたことを知つたこと。」

- (注 20) 国税通則法 第 74 条 1 項 還付金等の消滅時効「還付金等に係る国に対する請求権は、その請求をすることができる日から 5 年間行使しないことによって、時効により消滅する。」
- (注 21) 国税庁「相続税の取得費加算の特例」
<http://www.nta.go.jp/taxanswer/joto/3267.htm>
- (注 22) 札幌市「国民健康保険料，介護保険料」
<http://www.city.sapporo.jp/hoken-iryo/kokuho/fuka.html>
- (注 23) 札幌市「後期高齢者医療保険料」
http://www.city.sapporo.jp/hoken-iryo/rouken/kokikorei_hokenryou.html#hokenryou
- (注 24, 25) 社会保険庁「入院時食事療養費」,「入院時生活療養費」
<http://www.sia.go.jp/seido/iryo/kyufu/kyufu03.htm>
- (注 26, 27) 社会保険庁「高額療養費」,「高額介護合算療養費」
<http://www.sia.go.jp/seido/iryo/kyufu/kyufu06.htm>
- (注 28) 札幌市「保育所の保育料」
<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/doc/h22hoikuryoh.pdf>
- (注 29) 北海道「道営住宅の家賃」
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/jtk/jtop/kannri/nyukyotop.htm>
- (注 30) 札幌市「国民健康保険料の減額と減免」
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/jtk/jtop/kannri/nyukyotop.htm>
- (注 31) 社会保険庁「国民年金保険料の免除」
<http://www.sia.go.jp/seido/gozonji/gozonji02.htm>
- (注 32) 愛知県「特別障害者手当，障害児福祉手当，在宅重度障害者手当，特別児童扶養手当」
<http://www.pref.aichi.jp/shogai/04shougai/sha/teate/index.html#tokushou>
- (注 33) 札幌市「児童扶養手当」
http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/L2_04.html#huyou
- (注 34) 社会保険庁「特別障害者給付金」
<http://www.sia.go.jp/seido/tokubetu/0311.htm>
- (注 35) 社会保険庁「障害基礎年金」
<http://www.sia.go.jp/seido/nenkin/shikumi/shikumi03.htm>
- (注 36) 札幌市「こども医療費助成制度」
<http://www.city.sapporo.jp/hoken-iryo/iryojosei/nyuyoji.html>
- (注 37) 函館市「幼稚園就園奨励費補助金」
<http://www.hakodate-hkd.ed.jp/gakkyo/help/syuen.html>
- (注 38) 国民健康保険法 第 110 条「保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し，又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は，2 年を経過したときは，時効によって消滅する。」
- (注 39) 地方税法 18 条の 3 「地方団体の徴収金の過誤納により生ずる地方団体に対する請求権及びこの法律の規定による還付金に係る地方団体に対する請求権（以下第 20 条の 9 において「還付金に係る債権」という。）は，その請求をすることができる日から 5 年を経過したときは，時効により消滅する。」
- (注 40) 平成 9 年 11 月 5 日行政改革会議第 35 回会議議事概要の(6) 国税庁問題に次の記述が見られる。「課税が通達主義になっているのが問題である。現在，課税非課税のボーダーラインが税務職員の裁量によって決まっているという問題があるが，法律化すれば税制が簡素になり，課税の可否が明確になるのではないか。」

(みぞえ さとし 税務会計論)